

住民投票制度 ニュースレター

VOL.

～住民投票制度の創設に向けて～

平成 18 年 4 月

発行：  川崎市総合企画局自治政策部



住民投票のために住民が行う運動のルールについて

～「住民発議に要する署名」「住民が行う投票運動」について検討しました～

川崎市住民投票制度検討委員会の第5回委員会が平成18年3月23日(木)に高津区役所で開催されました。

今回の検討委員会では、住民投票の「発議に必要となる署名数」と「住民が行う投票運動」について検討しました。どちらの論点も、住民投票を行う際に住民自らが行う運動に関する規定です。

発議に必要となる署名数について

濫用を防ぎ、かつ、署名収集の実現が可能であるという点を考慮し、有資格者数の概ね10分の1にあたる「10万人以上」と考える。

…他都市では「分の1以上」と規定されているが、署名収集時の目標の設定のしやすさという点から、「人以上」という絶対数による規定が望ましいとの結論に至りました。名簿を確定するという意味から、署名簿の縦覧は必要と考える。



住民が行う投票運動について

住民が行う投票運動は基本的に自由とすることが望ましく、特に罰則を設ける必要はないと考える。ただし、運用上、問題が生じた時点で見直し等を検討する必要がある。

投票運動を規制する際には、市民の受忍限度を超えない(生活が侵害されない、危険を感じないなど)ことを基本に判断する必要がある。

有効な投票運動と考えられることから、選挙で禁止されている戸別訪問も認めるものとする。

第6回検討委員会では、「成立要件等」と「市が行う情報提供」について議論する予定です。

詳しい議論の内容は、ホームページ(アドレスは裏面に記載)をご覧ください。

《今後の検討委員会日程》 各回とも傍聴が可能ですので、興味がある方はお越しください。

第6回検討委員会	平成18年 4月26日(水) 18:30～	会場：高津区役所
第7回検討委員会	平成18年 5月10日(水) 18:30～	会場：高津区役所



住民投票制度と間接民主制

我が国の地方自治制度は、住民の選挙によって選ばれた議会と長の二元代表制のもと、自治体における日々の市政運営は、議会と長のそれぞれの役割分担に基づくチェック・アンド・バランスが的確に機能することで遂行されています。

住民投票は間接民主制と対立するのでは？

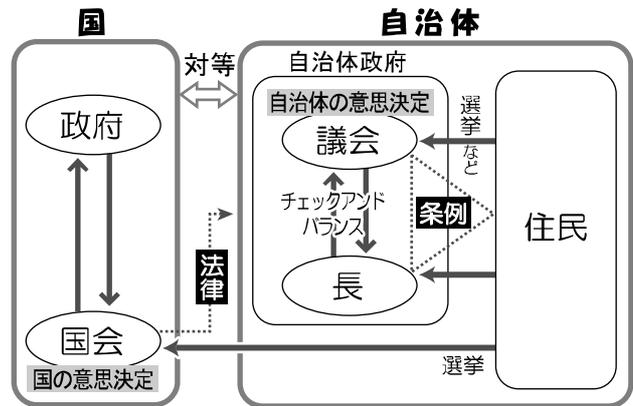
住民投票は、住民が直接、市政に関わる重要な事項の方向性を見定めようという仕組みであり、議会や長の役割を軽視し、一刀両断的にものごとを決めてしまうのではないのかとの指摘があります。

確かに、十分な情報提供や議論がないままに住民投票が実施されれば、その指摘も肯定されてしまうのかもしれませんが、しかし、住民投票は、議会や長の意思決定に住民の総意を反映させるための手段であることから、自治体の政治や間接民主制と対立するものではなく、住民が自らの意思を直接表明する機会をより多く持つことによって、かえって市政を活性化し、議会や長の役割の重要性を増すことになると考えられます。

条例に基づく住民投票は「諮問型」の仕組み

地方自治法でそれぞれの権限が定められている議会や長の意思決定を、条例に基づく住民投票の結果をもって拘束することが可能なのかという議論に対しては、多くの学説が存在しますが、「拘束型」の住民投票は法に基づかなければ不可能であり条例に基づく住民投票は「諮問型」とする考え方が通説とされているようです。そして、これまで他の自治体で条例に基づき実施された住民投票は、すべて「諮問型」の住民投票となっています。

我が国の自治制度の基本体系



住民の代表である議会と長が最終的に意思決定します

「諮問型」の住民投票制度では、投票結果に対する尊重義務を果たした上で、議会と長が各々の権限に基づいて、市としての最終的な意思決定を行うこととなります。

以上のことから、住民投票は、決して議会や市長の持つ固有の権限を侵すものではなく、間接民主制を補完するものとして位置付けられる制度と考えるべきといえます。



住民投票 - あの町この町

「住民投票 - あの町この町」では、制度の理解を深めることを目的として、これまでに行われた住民投票の事例を紹介していきます。

今回は、米軍基地の建設を巡り住民投票が行われた沖縄県名護市を紹介します。

平成8年4月、橋本首相とクリントン大統領によって沖縄・普天間基地の返還が合意されましたが、返還に伴う代替ヘリ基地の候補地として名護市のキャンプ・シュワブが挙げられたことを受けて、市長、市議会ともに反対の意を表明します。

しかし、翌年の4月、市長が「住民の了解が得られれば（ヘリポート建設の）事前調査を受け入れたい」と発言したことをきっかけとして、住民投票を検討する動きが起り、6月には「ヘリポート基地建設の是非を問う名護市民住民投票推進協議会」が結成されます。そして、8月には有権者の52.1%にあたる19,734人の署名が集まり、市議会に「市民投票条例案」が直接請求されることとなります。

議会に提出された条例案は、3回にわたる会期延長を経て可決されましたが、その条例は、市民が請求した二者択一（「賛成」「反対」）の条例案から、四者択一の条例に修正されました。

名護市における米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票(H9.12.21 実施)

- 投票率 : 82.45%
- 投票総数 : 31,477 票
- ・賛成 : 2,564 票
- ・環境対策や経済効果が期待できるので賛成 : 11,705 票
- ・反対 : 16,254 票
- ・環境対策や経済効果が期待できないので反対 : 385 票

投票の3日後、市長は首相と会談して「ヘリ基地建設の受け入れ」を表明した後、辞表を提出します。その後の出直し市長選では、基地建設推進派の候補が当選しましたが、反対住民の運動は続けられます。約10年が過ぎたいま、在日米軍再編計画に普天間基地の辺野古沿岸への移設が盛り込まれ、連日のようにニュースを賑わせています。



ご意見をお待ちしています

発行/お問い合わせ先：川崎市総合企画局自治政策部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

TEL : 044(200)2028 / FAX : 044(200)3800 / E-mail : 20ziti@city.kawasaki.jp

《ご希望の方については、このニュースレターをメールで配信しています。メールにてお申し出ください。》

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/20/20bunken/home/site/jichi/index.htm>